

番 号 : 170042

国 名 : ミャンマー

担当部署 : 農村開発部農業・農村開発第一グループ第二チーム

案件名 : 中央乾燥地における小規模養殖普及による住民の生計向上プロジェクト (小規模淡水養殖技術)

### 1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務 : 小規模淡水養殖技術
- (2) 格 付 : 3号
- (3) 業務の種類 : 専門家業務

### 2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2017年4月下旬から2019年3月上旬まで
- (2) 業務M/M : 国内 0.50M/M、現地 19.70M/M、合計 20.20M/M
- (3) 業務日数 : 準備期間 第1次現地派遣期間 第1次国内作業期間 第2次現地派遣期間  
4日 300日 2日 291日  
整理期間  
4日

### 3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、場所

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1部
- (2) 見積書提出部数 : 1部
- (3) 提出期限 : 3月22日(12時まで)
- (4) 提出方法 : 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出又は  
郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル)(いずれも提出期限時刻必着)

提出方法等詳細についてはJICAホームページ(ホーム>JICAについて>調達情報>公告・公示情報/結果>コンサルタント等契約案件公示(業務実施契約(単独型))>業務実施契約(単独型)公示にかかる応募手続き)

(<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/procedure.pdf>)をご覧ください。なお、JICA本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。

- (5) 評価結果の通知 : 提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2017年4月4日(火)までに個別に通知します。

### 4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等 :
  - ①業務実施の基本方針 16点
  - ②業務実施上のバックアップ体制等 4点
- (2) 業務従事予定者の経験・能力等 :
  - ①類似業務の経験 28点
  - ②対象国又は同類似地域での業務経験 8点
  - ③語学力 16点
  - ④その他学位、資格等 12点
  - ⑤業務従事予定者によるプレゼンテーション 16点

(計100点)

類似業務	養殖技術開発に係る各種業務
対象国/類似地域	ミャンマー/全途上国
語学の種類	英語

## 5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：特になし

## 6. 業務の背景

ミャンマー政府は、養殖業の拡大を通じた水産物の安定的生産を重要政策として掲げ、養殖振興を重点課題として位置付けてきた。畜水産地方開発省は、地方経済活性化及び収入源多角化を目的に、農業・畜産・水産分野を集約した複合農業を推進しており、養殖は、農家の生計向上への貢献及び水産物消費によるタンパク質確保に繋がる有効な手段として期待されている。

JICAは2009年6月から2013年6月までミャンマー南部地域にあたる2地域及び1州（エーヤワディー地域、バゴー地域、カレン州）を対象に、「小規模養殖普及による住民の生計向上事業（以下、SAEP）」を実施し、小さな池や水田を使った小規模養殖普及システムの構築及び運用への支援の結果、農民間普及を通じて同プロジェクトの対象地域である南部地域では徐々に小規模養殖が広まりつつある。

ミャンマーの中央乾燥地域は不安定な気候による凶作や限られた雇用機会等により、人口の43%が貧困という厳しい環境にある。全国平均25.6%に比較しても非常に高いことから、貧困層の所得向上・栄養改善は急務となっており、小規模養殖の導入が期待されている。

しかしながら、中央乾燥地域と南部地域では降雨量等の自然条件が異なるため、これまでの協力で導入した養殖技術を中央乾燥地の条件に適應させた上で普及させる必要がある。また、ミャンマー農業畜産灌漑省水産局は、上記政策に基づき小規模養殖普及に係る人員・予算の確保に努めているが、今後水産局が中央乾燥地域で小規模養殖普及活動を展開していく体制を確立するためには、地域に適した技術パッケージの開発に加えて、中央・地方の水産局職員の養殖・普及技術の能力向上等が課題となっている。

以上を踏まえ、ミャンマー政府は中央乾燥地域を対象に、地域に適した養殖方法の確立及び普及計画の策定を行い、小規模養殖技術・手法をより広い範囲に定着させるため、我が国に対し、新規技術協力案件として、「中央乾燥地における小規模養殖普及による住民の生計向上プロジェクト」（以下、「本プロジェクト」）の実施が要請された。

本プロジェクトは、農業畜産灌漑省水産局及び地方水産局をカウンターパート（C/P）機関として、2014年3月より2019年3月まで5年間の予定で実施中であり、現在「チーフアドバイザー/普及計画」及び「業務調整/研修」の2名の長期専門家と「小規模淡水養殖技術」の短期専門家（2016年5月～2017年3月）が派遣されている。「小規模淡水養殖技術」専門家はプロジェクト期間を通じ、毎年次派遣を予定しており、現在派遣中の同専門家は第1年次、第2年次、第3年次の派遣として、プロジェクトの立ち上げに伴う各種技術研修計画の検討、現状調査、実証試験の実施、研修資料の作成、研修の実施等を行ってきた。

本専門家は、上記の「小規模淡水養殖技術」専門家の第4年次及び第5年次の派遣として、小規模淡水養殖技術の継続的な普及とC/Pへの技術移転を目的として派遣するものである。

## 7. 業務の内容

本業務は、長期専門家及びC/Pと協働で、プロジェクトサイトにおいて、農民が実践可能な小規模養殖技術の普及を目的とした活動を行うと同時に、C/Pに対しOJT方式で技術移転を行うことを目的とする。

具体的な業務内容は以下のとおりとする。

- (1) 国内準備期間（2017年4月下旬）
  - ①プロジェクト関連資料を収集・整理・分析し、プロジェクトの背景・現状を把握するとともに、ミャンマーの農業農村開発セクターの概観を把握する。
  - ②プロジェクトとの連絡・調整に基づき、現地派遣期間における業務方針・方法などについて記述したワークプラン（英文）を作成し、JICA農村開発部に提出・説明し、合意を得る。プロジェクト関係資料を確認し、プロジェクトの内容及び進捗状況について把握する。

(2) 第1次現地派遣期間 (2017年5月上旬～2018年3月上旬)

- ① ワークプラン (英文) に基づき、C/P及びプロジェクト専門家と、現地派遣期間中の業務工程、業務方針について詳細を打合わせる。
- ② これまでのプロジェクトにおける活動で得られた、技術、普及両面における小規模淡水養殖に関する情報をもとに、農家に対する技術研修、および水産局職員に対する職員研修で使用する研修資料 (養殖一般研修、種苗生産研修、職員研修等) 及びマニュアル類の作成、改訂、補足等を行う。
- ③ ②で作成する資料・マニュアルを用いて、長期派遣専門家 (チーフアドバイザー／普及計画、業務調整／研修) 及び現地C/Pと協働し、4年次の研修 (養殖一般研修、種苗生産研修、職員研修等) の計画作成と実施を技術的側面から支援する。研修は、技術普及指導を行う水産局員への職員研修と農家に対する技術研修に大別され、さらに農家に対する研修は中核種苗生産農家 (候補) に対する種苗生産研修と養殖農家に対する養殖研修に分けられる。種苗生産研修については種苗生産農家または水産局種苗生産施設でのOJT研修とし、主に1-3月のコイ、3-6月のタピアン、6-9月のロフーの各種苗生産時期に対象地域で適切に研修が実施されるようにアレンジを行う。
- ④ 農村における小規模養殖普及活動の一環として、対象地域における学校 (主に小学校) の池を利用した養殖デモンストレーション活動をC/Pと共同して実施する。具体的には、計画案策定、池造成／改修、資材手配、種苗配布、定期モニタリング、養殖技術及び管理の指導を行う。
- ⑤ 対象地域において養殖普及の潜在性、可能性に関する情報収集を行い、中核種苗生産農家候補となりうる新規の種苗生産農家の選定を行う。また、プロジェクトの現在までの活動で育成した種苗生産農家の中から、当該地域の小規模養殖普及の担い手となる中核種苗生産農家を選定する。上記で選定された種苗生産農家及び中核種苗生産農家の技術の向上と施設の整備をC/Pと共同で支援する。
- ⑥ プロジェクトで支援した養魚家に対する定期かつ継続的なモニタリングを行うとともに、その手法をC/Pに習得させる。
- ⑦ 対象地域の中から、今後水産局の活動に参考となるモデル地域を選定し、当該地域における養殖普及の現状の詳細 (農家数 (既存／新規)、生産規模、種苗入手等) を把握し、普及に至るまでの背景および要因に関する情報を収集する。
- ⑧ 今後の資料作成や広報活動に必要なデータが効率的に入手できるように、これまでプロジェクトで作成された画像データ (静止画、動画) を整理する。
- ⑨ 国内 (前プロジェクトの対象地域等) 及び第三国 (インドネシア等) での技術交換を目的とした研修の実施において技術面の支援を行う。第三国での技術交換については、ミャンマー研修員を引率し、現地での研修プログラムの運営管理を担当する。
- ⑩ プロジェクト対象地で普及拠点となる水産局種苗生産施設において、プロジェクトが実施した種苗生産活動、種苗配布活動、研修活動等の成果 (実績) と課題を整理する。また、必要に応じて機能面や施設面での改善についての助言を行う。
- ⑪ 第1次現地業務結果報告書 (英文) を作成し、C/P機関、プロジェクト、JICAミャンマー事務所に提出及び報告を行う。

(3) 第1次国内作業期間 (2018年3月中旬～2018年4月下旬)

- ① 第1次現地業務結果報告書 (英文) をJICA農村開発部に提出し、業務進捗状況を報告する。
- ② 第1次現地派遣結果を踏まえ、残された課題の解決に必要な具体的対策の検討を行う。
- ③ JICA農村開発部へ第2次現地派遣期間中の業務工程、業務方針について報告を行う。

(4) 第2次現地派遣期間 (2018年5月上旬～2019年2月下旬)

- ① ワークプラン (英文) に基づき、C/P及びプロジェクト専門家と、現地派遣期間中の業務工程、業務方針について詳細を打合わせる。
- ② 第一次派遣で作成・改訂された研修資料・マニュアル類を、以後の小規模養殖普及活動を推進するための総合資料としてとりまとめる。

- ③ 5年次の研修（養殖一般研修、種苗生産研修、職員研修等）の計画作成と実施を技術的側面から支援する。さらに、プロジェクトが実施した研修の実績を取りまとめ、小規模養殖普及への貢献度を評価する。
- ④ 学校での小規模養殖の支援活動を継続する。また、これまでの成果を取りまとめ、同手法の有効性を検討し、報告書にとりまとめる。
- ⑤ 5年次における新規種苗生産農家および中核種苗生産農家の候補を選定する。また、プロジェクトが育成した種苗生産農家、および将来的に中核種苗生産農家としての役割を担うことが期待される種苗生産農家の活動（種苗生産と技術普及の両方）の現状と発展の可能性を、自然・地理、技術、施設・資金の要因から整理、分析し、報告書にとりまとめる。
- ⑥ 養殖農家の活動に対するモニタリングを継続する。また、これまでのモニタリング活動の概要をまとめた資料と具体的手法（プランクトン採取／観察、水質測定、データ記入、情報収集、集計等）をまとめた資料を作成する。
- ⑦ 第一次現地派遣で選定されたモデル地域の詳細（基本情報、既存養殖池、新規養殖池、養殖生産、流通・消費、種苗生産流通）を取りまとめ、今後の普及活動で参照できる優良事例（教訓）集を作成する。
- ⑧ 第一次現地派遣で集計、整理した画像データを今後の普及活動、広報活動に利用可能なように、地域別、活動別に時系列に取りまとめる。
- ⑨ 第一次現地派遣で収集した水産局種苗生産施設の活動内容を取りまとめ、小規模養殖普及における今後の役割や課題等について取りまとめる。
- ⑩ 第2次現地業務結果報告書（英文）を作成し、C/P機関、プロジェクト、JICAミャンマー事務所に提出及び報告を行う。

(5) 帰国後整理期間（2019年3月上旬）

- ① 専門家業務完了報告書（和文）を作成し、監督職員に報告する。

## 8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

なお、本契約における成果品は（3）専門家業務完了報告書とする。

- (1) ワークプラン（英文4部：監督職員、プロジェクトチーム、JICAミャンマー事務所、C/P機関）  
現地派遣期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成。業務の具体的内容（案）などを記載。
- (2) 第1次～第2次現地業務結果報告書（英文各4部：監督職員、プロジェクトチーム、JICAミャンマー事務所）  
記載項目は以下のとおり。
  - ① 業務の具体的内容
  - ② 業務の達成状況
- (3) 専門家業務完了報告書（和文3部：監督職員、プロジェクトチーム、JICAミャンマー事務所）  
記載項目は以下のとおり。
  - ① 業務の具体的内容
  - ② 業務の達成状況
  - ③ 務実施上遭遇した課題とその対処
  - ④ プロジェクト実施上での残された課題（各種研修教材の作成にかかわるもの）
  - ⑤ その他
 C/Pやプロジェクト専門家と協力して作成した研修用教材を参考資料として添付すること。

体裁は簡易製本とし、電子データを併せて提出することとする。

また、現地派遣期間中／国内作業期間中の業務従事月報（和文）を作成し、JICA農村開発部及びミャンマー事務所に提出する。

## 9. 見積書作成に係る留意点

本公示にかかる見積書の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)を参照願います。

留意点は以下のとおり。

### (1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含む（見積書に計上すること）。

航空経路は、成田⇒バンコク⇒ヤンゴン⇒バンコク⇒成田を標準とする。

### (2) 現地業務費等

本業務従事者が現地での活動において必要な経費については当該プロジェクト予算にて支出するため、見積書への計上は不要とする。

### (3) 直接人件費月額単価

本業務における人件費単価は、2017年度単価を上限とします。

[https://www.jica.go.jp/announce/information/20170220\\_02.html](https://www.jica.go.jp/announce/information/20170220_02.html)

## 10. 特記事項

### (1) 業務日程／執務環境

#### ① 現地業務日程

7. 業務の内容記載の派遣期間に応じて提案してください。但し、現地M/M、国内M/Mは2. 契約予定期間等に記載の数値を、また、渡航回数は4回を上限とします。（養殖魚飼育が業務に含まれるため、継続的な現地派遣が望ましいと考えます。）

#### ② 現地での業務体制

本業務に係る現地プロジェクトチームの構成は、以下のとおり（本業務の現地作業期間に派遣予定の専門家のみ記載）。

・ チーフアドバイザー／普及計画（長期派遣専門家）

プロジェクト運営管理に関する企画・立案、相手国との協議、研修及び普及の計画作成と実施監理を担当

・ 業務調整／研修（長期派遣専門家）

プロジェクトの投入の管理、関係者間の連絡調整、事務・会計・庶務と水産事務所職員及び農家を対象とした研修を担当

#### ③ 便宜供与内容

事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎

あり

イ) 宿舎手配

あり

ウ) 車両借上げ

必要な移動に係る車両の提供（市外地域への移動を含む。）

エ) 通訳備上

現地において必要があれば通訳（英語⇄ミャンマー語）を備上予定。

オ) 現地日程のアレンジ

プロジェクトチームが必要に応じアレンジ予定。

カ) 執務スペースの提供

プロジェクトオフィスにおける執務スペース提供

### (2) 参考資料

① 本業務に関する以下の資料を当機構農村開発部農業・農村開発第一グループ第二チーム（TEL:03-5226-8416）にて配布します。

・ 現在派遣中の小規模淡水養殖技術専門家報告書（案）

- ・プロジェクト事業進捗報告書
- ・ミャンマー連邦共和国 中央乾燥地における小規模養殖普及による住民の生計向上プロジェクト 詳細計画策定調査報告書

### (3) プレゼンテーションの実施

評価に当たり、業務従事予定者によるプレゼンテーションを以下のとおり実施する予定です。

- ① 実施時期：3月27日(月)  
(詳細な日時は、プロポーザル提出後、別途指示します。)
- ② 実施場所：独立行政法人国際協力機構内会議室  
(当日機構へ来訪できない場合、テレビ会議システムの利用を認める場合がありますので、調達部までお問い合わせください。)
- ③ 実施方法：
  - ・一人当たり、プレゼンテーション10分、質疑応答15分を想定。
  - ・プレゼンテーションでは、簡易プロポーザルの「業務実施方針」を説明。
  - ・業務従事予定者以外の出席は認めません。

### (4) その他

- ① 業務実施契約(単独型)については、単独(1名)の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② ミャンマー国受入手続き等の事情により、履行期間その他の契約内容を変更する場合があります。
- ③ 本業務においては、年度に跨る契約(複数年度契約)を締結することとします。見積書については、年度で分けずに全業務期間分一括して作成してください。
- ④ 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA ミャンマー事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ⑤ 本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス(2014年10月)」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>)の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談してください。

以上